

報告菌名変更のお知らせ

(管理番号:26-0024)
2026年03月 C

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和8年(2026年)4月6日より、「薬剤耐性緑膿菌感染症(MDRP)」の届出基準が変更されます。この変更に伴い、弊社報告書の報告菌名を変更させていただきたくご案内申し上げます。
誠に勝手ではございますが、何卒ご了承賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 変更内容

	報告菌名
変更前	PSEUDOMONAS AERUGINOSA(耐性緑膿菌)
変更後	PSEUDOMONAS AERUGINOSA 多剤耐性緑膿菌

- ▶ データー交換にてご報告をさせていただいておりますご施設様におきましては、お手数ではございますが、ご施設様にて菌名をご変更いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

▼ 薬剤耐性緑膿菌感染症(MDRP)の届出基準の変更内容

	改正後	現行
菌名	多剤耐性緑膿菌	薬剤耐性緑膿菌
対象	全医療機関	基幹定点医療機関のみ
期間	7日以内に報告	月単位で翌月初日に報告
様式	別記様式 5-25	別記様式 6-6
定義 (耐性基準)	イミペネム(IPM) MIC値: 8 μ g/mL以上 かつ アミカシン(AMK) MIC値: 32 μ g/mL以上 かつ シプロフロキサシン(CPFX) MIC値: 2 μ g/mL以上 もしくは レボフロキサシン(LVFX) MIC値: 4 μ g/mL以上	イミペネム(IPM) MIC値: 16 μ g/mL以上 かつ アミカシン(AMK) MIC値: 32 μ g/mL以上 かつ シプロフロキサシン(CPFX) MIC値: 4 μ g/mL以上

※通常無菌的でない検体の場合は、分離菌が感染症の原因菌と判定された場合

※詳細につきましては下記をご参照ください。

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/pdf/2025/251114_4.pdf

■ 変更期日

2026(R8)年 4月 6日(月)ご報告分より



株式会社 四国中検

香川検査所: 087-877-0111 高知検査所: 088-802-7250 松山検査所: 089-955-7600 徳島検査所: 088-665-3125
<https://www.s-cyuken.co.jp>